

売買等によりクルマを譲り受けた皆様へ ～自賠責保険の名義変更手続きの重要性～

✓ 中古車を購入等した際には、名義変更手続きが必須です。

- ・「自賠責保険」は、交通事故被害者の基本的な対人賠償を確保するため自動車損害賠償保障法(以下、「自賠法」)により、道路を走る全てのクルマ・バイク(電動キックボードやモペットを含む)に加入が義務付けられている強制保険です。(自賠法第5条)
- ・中古車を購入または譲り受けた際には、当該車両に有効な自賠責保険証明書があることをご確認のうえ、必ず名義変更等の手続きを行ってください。(自賠法第7条第2項)

✓ 万が一、名義変更をしていないと・・・

- ・保険金請求時に名義が異なると、手続きが煩雑化し、事故被害者への保険金支払いが遅延する恐れがあります。
- ・自賠責保険未加入での運行は法律違反となり、1年以下の懲役または50万円以下の罰金、違反点数6点が科され免許停止の可能性があります。
(自賠法第86条の3、道路交通法第103条、第108条の33)

✓ 自賠責保険の名義変更手続きについて

手続きは、保険会社の営業所窓口等で行います。(インターネットで手続き可能な場合があるため、詳細は、[損害保険会社・共済組合](#)へお問い合わせください。



Q&A

[「譲渡・引っ越しなどに関するよくある質問」](#)をご確認ください。

✓ 中古車販売事業者の皆様へ：自賠責保険手続きの適正な対応について

車両購入者が自賠責保険に未加入で公道を走行する事態を防ぐため、購入者に対し、自賠責保険の期間の確認及び名義変更について案内をお願いします。

パーソナルモビリティ安全利用官民協議会が令和6年11月に策定したガイドラインでは、以下の点が推奨されています。:

- ・販売時に自賠責保険への加入確認を徹底すること
- ・名義変更が必要であることを説明し、購入者に手続きを促すこと
- ・販売後の保険手続きのサポートや案内を行うこと

出典：警察庁HP「自動車又は一般原動機付自転車に該当するペダル付き電動バイク及びキックボード様の立ち乗り型電動車の交通事故を防止するための関係事業者ガイドライン」

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/council/guideline1108.pdf>